



## 1 子どもの貧困問題の解決のために 民生委員・児童委員に期待されること

昭和女子大学・國學院大学講師 高橋 久雄

### 「貧困」が子どもたちに及ぼす影響

かつて「わが国には貧困問題はない」といわれていたことがありました。しかし現在、子どもの貧困率が16%を超える厳しい状況となっています。たとえば30人学級では4人から5人の児童が貧困状態にあるという計算です。これは相当の人数で、地域差はあるものの、民生委員・児童委員の皆様それぞれの地域に存在している課題です。

以前、私は児童養護施設の施設長を務めていましたが、サラ金問題などの中で、親が子どもを残して夜逃げをしてしまい、サラ金業者からの脅迫的な訪問や電話に小学校にあがるかあがらないかの子どもが対応し、大家さんが異常にようやく気づいて施設に来たというケースがありました。また、きょうだい3人で、一番上のお兄ちゃんが中学生で、弟妹を母親に代わって養い、「お金がなくなったときにはどうしたの?」と尋ねたら、「万引きをして食いつないでいた」と答えました。施設に入って弟が万引きをして職員みんなでお店に謝ったり、

本人にいろいろ言い聞かせて「どう思う?」と聞いたら、「万引きは悪いことじゃない」と言い切るような、そういう状況にまでなっている子どもたちもいました。貧困が子どもの成長に与える影響というのは、本当に大きなものがあるのです。

「子どもの貧困率」というのは、大半の子どもたちが当然のことと捉えている利益や機会を得ることができない子どもたちの割合を示しています。それは学校で付き合いができない、惨めな思いをするということで、そこから別の問題が生じてくることにもなります。

人間形成において大切な子どもの時期に、そういった自分自身にふがいなさというものがあると、夢や希望を持ってない。これは非常に大きな問題です。人は夢や希望を持ってなければ目標が作れません。貧困というのは、そうした将来に向けてきわめて大切な、自分自身を大事に思えるところを持たせていくことを疎外してしまうのです。

### 子どもたちの健やかな育ちのためには世帯への支援が必要

子どもの貧困は家庭の貧困の問題です。昨年、NHKの報道において、こうした貧困がもたらす現実が紹介されていました。とくに健康面では医療機関にかかれないう問題がありましたが、な

により健康の前提である食生活に大きな影響を与えています。ある県の事例では、企業等の協力によりフードバンクの活動を行なっているNPOと社会福祉協議会が連携した取り組みが紹介されてい

ました。活動のなかで、こうした支援を受けている家庭の調査をしたところ、子ども1人の食費が1日平均329円でした。これは児童養護施設、あるいは里親に養育される子どもたちの1/3以下です。1日100円で生活している子どももいるとのことで、これは栄養的にみても大変な問題で、学校では夏休み明けに子どもが痩せてきたとか、給食で何とか保っているといった現状もあるといいます。

放送では、経済的な理由から給食費が払えない家庭の問題も取り上げており、ある市では給食費を全員無料にしたそうです。特定の家庭だけでなく、すべての子どもの給食費を無料にしたことにより救われた子どもたち、家庭が多数あったということでした。

一昨年（平成25年）、子どもの貧困対策推進法が成立し、昨年8月には子どもの貧困対策に関す

る「大綱」が定められました。そのなかでは、向こう5年間の重点施策が示され、とくに教育の支援について盛り込まれています。

教育というのは、個人の将来をつくっていく上でも、社会を支えていく上でも非常に大切なことです。以前、明治初期の長岡藩（新潟県）の「米百俵」の話が話題となったことがありましたが、経済的なことが学力、そして学歴に大きな影響を与えていることは、さまざまな研究の結果が示しているところです。単にお金がないから塾に行けない、あるいは学校の授業料が払えないということではなく、その背景には貧困の深刻さがあります。とくにひとり親家庭などは、正規雇用がなく、二重のパートでつないでいるといった現実があり、そのために子どもの養育ができないという状態があります。保護者への支援もきわめて大切といえます。

## 民生委員・児童委員に期待されるもの

この「大綱」にまとめられた施策を実施していく主体は、都道府県や市区町村になっていくと思われれます。行政は方針や予算、計画を作りますが、実際の貧困家庭の支援を担っていただくのは、民生委員・児童委員の皆様や社会福祉協議会をはじめとした地域の人びとになってくるものと考えます。ぜひ民生委員・児童委員の皆様が、主体的にこの「大綱」に記されているようなことを認識され、地域でどういう問題があるのか、わがまちではどういふことがあるのかということ、まずは現実を把握していただくなかで、行政と連携し、取り組んでいくことが期待されると思います。

たとえば、ひとり親家庭への支援では、母子家庭に加え、最近では父子家庭の抱える課題も明らかになり、支援施策も拡充されつつあります。全国の民児協の中には、こうした父子家庭の支援に早くから取り組んできたところもあります。地域の活動、なかには民生委員・児童委員の活動が公的な制度の端緒となることも多々あります。当事者

に寄り添っているからこそその取り組みが期待されているといえるのではないのでしょうか。

地域社会の中には、いろいろな専門家や支援活動を担う組織が存在しています。しかし、そこにはどうしてもそれぞれの組織や活動の枠組があり、生活という視点で見ると、制度の隙間が生まれてしまいます。そうした制度の隙間を埋めることが、まさに民生委員・児童委員の皆様にも期待されることではないかと思います。

子どもの問題については、子どもの思いに寄り添い、その声を代弁していくことが大切です。そのためには、まずなにより子どもたちと一緒にいることによって、その声を聞いていくということが期待されます。そうしたなかで、一人ひとりの民生委員・児童委員が気付いたことを民児協の中で話し合い、それを地域での具体的な取り組みにつなげることで、こうした制度の隙間を埋めていただきたいと思います。

## 事例

## 1

## 社協等幅広い関係者との協力による 学習支援の取り組み

### 東京都豊島区

**豊** 島区では、現在、区内の3地域で低所得世帯等の子どもたちへの学習支援活動が実施されています。これは、区の社会福祉協議会（豊島区民社協）を実施主体としたもので、民生委員・児童委員をはじめ、青少年育成委員、学校関係者、大学生の学習支援ボランティア等、地域のさまざまな人びとの協力のもとで行なわれています。

この学習支援事業の契機となったのは、平成21年、ホームレス支援団体の炊き出しに子どもが並んでいるところを民生委員・児童委員が発見し、社協に連絡を入れたことでした。「なぜ、炊き出しに子どもが並んでいるのか」、「子どもの貧困がここまで広がっているのか」と、民生委員・児童委員も衝撃を受け、社協の職員とともに地域住民に話を聞いてみると、貧困や虐待（ネグレクト）等により十分に食事がとれていない子どもたちの存在が明らかとなったのです。

社協と民生委員・児童委員等は、学校の夏休みに「子ども祭り」を開催し、子どもの相談コーナーを設置してその悩みを把握する一方、子ども家庭支援センターと協議を重ねるなかで、学校の勉強についていけない子どもたちの存在が明らかとなり、関係者が協力し、学習支援活動を行なうこととなったのです。

当初は、子ども家庭支援センターを会場に、夏休みの時期に学習会や食事、おやつ作りなど

から始め、その後、会場は高齢者福祉施設等も利用するようになり、継続的に取り組まれることとなりました。活動も学習会に加え、調理実習や社会科見学などにも広がりを見せています。とくに調理実習は、子どもたちの栄養面への配慮に加え、子どもたち自身が包丁をもって調理に参加することにより、大人とかわりながら、食事を作り、一緒に食べるという時間を共有することにもなっています。

この取り組みの大きな課題は、低所得や生活困窮世帯の子どもたちにこの学習会の情報をいかに届けるか、という点でした。特定の家庭のみに案内を行なえば、かえって保護者から反発を受けることも予想されます。そこで、地域の子どもたち皆に案内をする一方、とくに支援が必要と考えられる子どもには、学校の教員や学童クラブの会長、民生委員・児童委員などが慎重に配慮しつつ対応したといいます。

現在では、3つの地域の学習会に、各20名程度の小中学生が通っています。学習面の支援では、大学生のボランティアが大きな役割を果たしています。さらに学校の卒業とともに学習会に来なくなった子どもたちへのフォローも重要と考え、民生委員・児童委員がそうした子どもたちの状況確認にも協力しています。民生委員・児童委員の気づきから始まった取り組みが、幅広い関係者の連携のなかでさらに広がりつつあります。

事例

2

## 就学前児童のいる 生活保護受給ひとり親世帯への訪問支援活動

### 大阪市浪速区

浪

速区では、全世帯数の1割を超える約5千世帯が生活保護を受給しており、そのうちの約4%が母子世帯です。また、若年層の人口移動が激しい地域であり、妊娠期から出産後早期での転出入が多いのも特徴のひとつです。

そんな浪速区民児協の主任児童委員連絡会では、平成24年6月より就学前児童のいる生活保護受給の母子世帯への訪問活動を開始しました。親が安心して子育てができ、子どもが安心して成長できるように支援したい、また児童虐待による死亡事例などを出したくない、という思いから始められたものです。活動当初、区内の児童虐待事案（虐待のおそれ等を含む）の半数以上が生活保護世帯であったこと、もともと民生委員が行政から生活保護受給世帯の名簿を得ており活用できたこと、また就学前児童には保育所等に通っておらず、第三者による日常の見守りが難しいケースがあること等から支援対象として決めたといいます。当初は母子家庭だけを対象としていましたが、父子家庭への支援も必要であると話し合い、平成25年度からはひとり親家庭に対象を拡充し、現在では約90世帯を対象に実施されています。

活動にあたっては、できる限り直接会って主任児童委員であることや子育てに関する相談相手であることを説明しています。また、主任児童委員同士もしくは区域担当児童委員や民児協会会長などと一緒に原則2名で訪問しています。訪問先については、行政担当課がすでに関わり

対応困難な世帯には訪問しないなど、行政と連携して決めているとのこと。訪問して親に会えない場合は、チラシや写真入りの委員の名刺をポストに入れていきます。

訪問活動を通じて、うつ病の傾向がある母親に赤ちゃんと生活の様子を確認し、保健師につないだ結果、ヘルパーなどのサービス利用による養育支援につながった事例、また、住環境の相談を受けたため市営住宅申込書を配布し、結果当選して環境改善を図ることができた事例もあります。

訪問対象の家庭は日中不在の場合があるため、夕方や土曜日に訪問し、実際に会うことができるよう工夫しています。また、新聞をとっていない家庭には、親子を対象としたイベントの案内チラシだけでなく、行政の広報紙や子どもの防犯情報などのチラシを提供することで、喜ばれています。最初は拒否がちであった家庭でも、訪問を重ねることで安心感をもってもらえるようになり、笑顔で応じてもらえたり、街中ですれ違った際の声かけに応じてもらえるようになったといいます。ふれあい喫茶などに誘って親子そろって参加してもらうなど、家庭の孤立防止にもつながっています。

一方で、マンションが多く、オートロックのために部屋の扉の前にも行けずに様子が把握できない家庭や、居留守を使われてしまう家庭もあり、そうした家庭への対応が今後の課題とされています。

事例

3

## 「つなぎ役」としての 生活困窮者自立支援制度への協力

島根県出雲市

**出** 雲市では、これまでも市の社会福祉協議会（社協）と民生委員・児童委員とが連携しつつ、小地域を単位として、高齢者等の見守りや生活支援活動に取り組んできました。

そうしたなか、平成25年12月に成立した生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されるのに先立ち、出雲市でも平成26年度からそのモデル事業に取り組むこととなりました。

中心となる自立相談支援事業は市社協が受託しています。市社協では平成26年5月に「生活支援・相談センター」を設置し、生活上のさまざまな課題を抱える人びとの相談に応じる体制を整備し、同年8月から自立相談支援事業に取り組んでいます。

この新たな相談支援事業ですが、実際には、さまざまな課題を抱えた人びとをいかにこの制度に結びつけていくかが課題といえます。民生委員・児童委員として、本当に支援が必要な人びとをこの制度につないでいくことが期待されることです。

この間、民生委員・児童委員から社協へつなぎ、支援に結び付けた例として、以下のようなケースがあります。

ある事例では、「お金に困り、食べ物もないので電池を買ってほしい」と懇願されたという近隣住民から民生委員に相談があったことからそのお宅を訪問したところ、ライフラインが止まっていることや、野宿をしながら空き缶回収

により収入を得ていることなどがわかりました。そこで、社協の生活支援・相談センターに情報を提供し、主任相談支援員と民生委員が同行訪問を行ない、健康状態等を確認し、最終的には生活保護につなぐことができました。

また、ある事例では、8人の子どもを育てている母親から地区民児協の会長に「お金を貸してほしい」との相談があったことから支援につながりました。「明後日までに料金を支払わなければ電気が止まってしまう」とのことで、社協の生活支援・相談センターに連絡し、同行訪問のうえ、社協とともに支援に協力しました。

電気代等の貸付などの経済的支援に加え、生活費を抑えるために、別の民生委員の紹介により地域の農家からお米を安く提供してもらおうといった支援も行ないました。このお米の受け渡しについても民生委員が担いました。

いずれのケースも、相談者は本当に追い込まれていましたが、社協のセンターに直接相談してはいませんでした。困っている住民一人ひとりに、こうした支援制度の情報をいかに届けるかが重要であり、住民の身近な相談役である民生委員・児童委員でなければ、この「つなぎ役」は果たせなかったといえます。新たな支援制度においても、この民生委員・児童委員ならではの協力への期待にいかに応えていけるかが課題といえます。

事例

4

## 地区社協と連携した 朝食提供や学習支援の取り組み

### 広島市安佐北区落合地区

**落**合地区は広島市の北東にあり、公営団地と戸建て住宅が混在した地域で、団地の開発から40年以上が経過し、高齢化も進んでいます。民児協や地区社協の活動拠点としている福祉センターも団地の1階の空き店舗を使用しています。この福祉センターではサロン活動や週に2回の朝市も開催されています。

地域にはひとり親家庭や低所得世帯も多く存在しています。そうした地域の状況のなか、民生委員・児童委員が定期的に行なっている小学校との懇談において、児童の14～15%ほどが朝ごはんを食べていない様子であることが取り上げられました。

そこで、学校と相談しながら、地区社協、民児協、ボランティアの協働による無料の「朝ごはん会」を福祉センターにて毎週水曜日に実施することとしました。実施にあたっては、学校を通じて対象家庭向けのチラシを配布して、理解を求めたとのことでした。

通ってくる子どもたちは、家族で食卓を囲む習慣のない子どもも多いため、スタッフと子どもたちが一緒に食事をとります。おかずを持ち寄り、その場で味噌汁を温めて準備をしています。食材は、社協が週に2回実施している朝市の野菜の提供や食育に取り組んでいる地元NPO法人からの提供を受けています。

現在利用している子どもの数は多くはありませんが、ある父子家庭の子どもが早い時間に訪

れ、盛り付けをしている途中ですぐに食べ始めようとしたことがあったといいます。前日の夕食もとっていなかったようで、とてもおなかを空かせていたとのことでした。

また、汚れた服装のまま通ってくる子どもがおり、児童相談所につないだ結果、施設への入所となった事例もありました。

毎週土曜日には地元大学生のボランティアと協力して無料の「学習塾」も開催されています。学習の遅れが目立つ子ども、教室に入れない子どもが見受けられ、その対応について社協と話し合っていたところ、地域の教育学科の大学生ボランティアが講師を務めてくれることとなったのです。小学4年生から6年生を対象に、学校を通じて案内のチラシを配布し、保護者にも理解を求め、現在では13名の子どもたちが利用しています。教科の勉強だけでなく、地域や社会のことを知るための時間が設けられていることも特徴です。

地区社協のメンバーの大半が民生委員であり、主体的な活動が行なわれています。子どもたちの居場所をつくることで、変化に気づき、必要な支援につなぐことも可能となっています。民児協では、「朝ごはん会」を通じて、今後も積極的に子どもたちへの声かけ、周知を図っていくとともに、他世代の人びとの参加も検討していきたいとしています。